

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第98号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月16日（火） 10時40分ごろ
発生場所	山口県下関市吉見漁港南西方沖 下関市所在の吉見港A防波堤灯台から真方位221° 1.3海里付近 （概位 北緯34°03.0′ 東経130°53.0′）
事故等調査の経過	平成26年9月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 慶勝丸、2.3トン YG3-56963（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート BUN BUN II、2.0トン 291-41476山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷外板に亀裂を伴う凹損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、吉見漁港の南西方沖で引き縄漁の操業を終え、同漁港に向け、自動操舵で帰途に就いた。 船長Aは、帰途に就くとき、周囲を見渡して危険な関係となる船舶がないことを確認し、操舵室を離れ、後部甲板で引き縄を籠に収める作業をしていた。 A船は、北東進中、平成26年9月16日10時40分ごろ、その右舷船首とB船の左舷船首とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、下関市所在のマリーナを早朝に発し、2、3か所のポイントを移動した後、吉見漁港南西方沖で錨泊して釣りをしていた。 船長Bは、B船の後部右舷側で船尾方を向いて座り、時々周囲の見張りを行っていたものの、釣りに意識を向けていた。 船長A及び船長Bは、衝撃で両船が衝突したことに気付き、互いに両船の損傷及び負傷者の有無を確認し、船長Bが海上保安庁に携帯電話で連絡した。 A船及びB船は、事故現場での事情聴取を受けた後、それぞれ自力で帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好

	海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
その他の事項	本事故当時、船長Aは救命胴衣を着用しておらず、船長Bは着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、吉見漁港南西方沖を自動操舵で北東進中、船長Aが、進路上に他船はいないものと思い込み、操舵室を離れて後部甲板で作業をしていたことから、進路上で錨泊中のB船と衝突したものと考えられる。 B船は、吉見漁港南西方沖において、釣りをして錨泊中、船長Bが、釣りに意識を向け、錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、吉見漁港南西方沖において、A船が自動操舵で北東進中、B船が錨泊中、船長Aが、操舵室を離れて後部甲板で作業をし、また、船長Bが、釣りに意識を向け、錨泊を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。